

卒業後、その先の世界 未来のために・今を知る・今を変えてゆく

障害者雇用就労の今

身体障害者雇用促進法が障害者雇用促進法に改正されると同時に、知的障害者が実雇用率の算定に追加されたのが一九九八年。以来、法定雇用率が次第に引き上げられていく中で、障害者雇用状況報告書によれば、雇用者数も毎年右肩上がりを続けている（*民間企業で当初一・五%だったのが、現在では二・三%、令和五年度は障害者雇用率据え置き、令和六年四月一日に二・五%、令和八年度中に二・七%）。知的障害者の雇用数は、精神障害者が実雇用率の算定に加えられた二〇〇六年以降、伸び幅は鈍化しているものの雇用数自体は堅調に推移している。これらの国内の施策に影響を与えているのが一九九六年国連で採択された国際人権規約、一九九二年七月の法律改正により、知的障害者の雇用対策の拡充に影響を与えた国連の労働における専門機

関であるILO第159号条約「障害者のリハビリテーション及び雇用に関する条約」の批准である。この法改正において、「労働大臣は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定に関する施策の基本となるべき『障害者雇用対策基本方針』を策定するものとする」とされ、基本方針は、一九九三（平成五）年四月一日に公布された。この基本方針では、知的障害のある従業員に対して、事業主の雇用管理に関して特に配慮が望まれる事項が「を推進する」などで言及されている。以来、障害当事者、教育、労働、企業、福祉関係者の取り組みが各分野で推進された成果として、一定の「実雇用数」という数字的な目標は推進されたかのように見える。

令和四年障害者雇用促進法改正では、事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間一〇時間以上二〇時間未満で働く重度の障害者や精神障害者の実

雇用率への算定による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上などが盛り込まれており、令和五年四月一日以降に順次施行
(厚生労働省HPより抜粋)

しかし、今般の法改正では、改めて事業主の責務として「雇用の質」「従業員成長」に言及がなされている。障害者雇用促進法で、事業主の責務と職業に従事する者との相互の関係性が示されているのは、その根底に「障害者雇用を通しての共生社会の実現」という理念があるからである。実際には、この理念を受け、障害のある人の特性を理解し、適当な職場環境やキャリアパスを用意する企業等もある。また、その職場の一員として、一生懸命に働く障害のある人たちの働く姿によって、周囲の人たちの障害に関する認識を変え、職域を広げたという事例はいくつもある。しかし、障害者雇



特定非営利活動法人 WEL'S 障害者就業・生活支援センター WEL'S TOKYO センター 長兼主任職場定着支援担当

堀江 美里

用を俯瞰的にみれば、離職率の高さや処遇（賃金、働き方、業務等）のあり方など課題も山積している。特に、賃金に關しては最低賃金の水準に貼り付いたまま上昇しないことが問題視されている。障害者雇用促進法という法定雇用率ばかり注目されるが、雇用率はあくまでそうした理念を実現していく上でのツールの一つであり、その達成は通過点だと関係する者の共通認識を広げる必要があると考える。また、コロナ禍によって企業のデジタル化が加速し、これまでデジタル化が進まなかった分野での取り組みが進んだ。この分野に知的障害のある人たちの活躍する分野が相当数含まれており、私たち支援者は、企業とともに求められるワークスキル、ライフスキルを見直すことが急務だった。このような企業を取り巻く環境、労働市場の変化、雇用率上昇が既定路線である今、送り出す生徒たちが、数合わせだけの雇用現場で生じている成長の機会喪失、同じ職場の仲間としてのつながりが得られない、適正な評価による賃金ではない等の犠牲とならないよう今後について考えてみたい。

主体者をはぐくみ援助するために 意識の醸成・知見と実践の水平展開

「私たちのことを私たち抜きで決めないで」(Nothing About us without us)」この言葉から読者の皆さんは、何を感ずるだろうか。「何を当たり前のことを」と思われたらどうか。「私たちが」の私たちが「児童・生徒」「障害のある児

童・生徒」「障害のある人」が主語だったらどうか。この言葉は、一九六六年に国連で採択された国際人権規約の「すべて人民は自決の権利を有する」にルーツがあるといわれ、障害者権利条約を作る際にも世界中の障害当事者が合言葉にしたものだ。私は、権利条約批准以前から現在まで、障害者雇用促進法によって設置されている「障害者就業・生活支援センター」に所属をしている。権利条約が作られる過程において、就労支援に関わるものとして、自らの援助を振り返り、これからの考える機会をもらったと感じた。確かに、障害者雇用数は毎年増え続けている。特別支援学校からの就職率も確実に進展している。しかし、まだまだ当たり前の自己選択、意思決定その延長にある様々な就労生活が少ない現実がある。当事者やその周辺にいる雇用主、支援者の「障害があるから仕方がない」という声にならない声もある。ソーシャルワーカーとして「働く」ということを通して、「人」と「環境」に働きかけることや当事者の人生をその人らしく生きたことへの援助について改めて考えなくてはならないと痛感した。

この間、多くの特別支援教育、主に進路指導に関わる先生方との連携から特別支援教育の質は確実に進展をしていると感じている。特に、現在も行われているライフスキルの獲得を基盤とした取り組みの充実を期待したい。

一方、その素晴らしい知見が通常の学級の運営に反映されるのではなく、「特

別な配慮が必要だから特別支援・障害者雇用」という進路指導や進路支援に出会うことも少なくない。結果的に制度が配慮ではなく「排除」の方法として使われている。そのような背景から小学生、中学生の保護者、方法論を知らない通常の学校の教員からの相談も一定寄せられていると推察している。「特別な配慮」を考える際に、本誌「特別支援教育研究」三月号で取り上げられている「多様なニーズにこたえるユニバーサルデザインの視点」が重要になると考える。すべての児童・生徒を対象にした授業、学校生活の分かりやすさの保障の上でともに学校生活を過ごすことは、互いの違いを認めあう人権意識の基盤になる。少し乱暴な表現で恐縮だが、「単に混ぜる」は、インクルーシブではなく当事者に苦痛を与え、当事者自らの差別、周囲の差別を助長する危険性をはらんでいる。障害者雇用の分野でも共通することだが、障害のある方への働く上での配慮は、業務ミスを仕組みで回避することや業務の標準化に重なる。そのことで職場の心理的安全性を高め、誰もが分かりやすい仕事の進め方につながる。そして、結果的に組織全体の生産性の向上につながる。仕事の自立を通して、人としての対等性に立脚した障害理解につながることを多くの好事例から学ぶことができる。今後は、障害のある方の支援から学んだ知見をすべての人の為の生きやすさにつなげるという意識醸成と実践に各分野で取り組むことが大切であると考える。

新日致格

【かくちにつしん】物事の道理や本質を追い求めて知識を深め、日々向上していくこと

学び、成長し続ける教師

～豊かなキャリア発達のために～

【特集のねらい】 今、学校教育は、変化の激しい予測不可能な社会の中で子どもたちが現在も将来も豊かに生きるための「資質・能力」の育成や「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた授業等の改善と充実が求められている。また、いわゆる令和3年答申（中央教育審議会）では、「令和の日本型学校教育」の構築に向けた「個別最適な学びと協働的な学びの一体化」が求められ、さらに令和4年答申では、これらと教師の学びは「相似形」であることを明示している。

一方、教師の働き方を見直す「学校における働き方改革」が推進されている。超過勤務の縮減等が大きく取り沙汰され、「教師の勤労観」や「多様な働き方の捉え方」が進む中で、改めて「生涯にわたって学び、成長し続ける」ことが求められている。このことは教師という専門職の特長でもあり、よさ・強みでもある。学校における働き方改革の理念は、教師が自らの人間性や創造性を高めることであり、教師の日々の生活や人生を豊かにすることで、子どもたちに効果的で豊かな学びを提供することを目的としている。これからの教師に求められる「教職生涯を通じて探究心を持ちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続け、子ども一人一人の学びを最大限に引き出す役割を果たし、子どもの主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている」という姿を具現化していくためには、教師自身の教育に対する高い意識に加え、資質を向上し教職生活の質を高め教師人生を豊かにするために十分に学ぶ機会が必要である。さらに、子どもと教師が共に育つ場としての新たな学校づくりや組織改革も期待されるところである。

本特集では、このような背景を踏まえ、生涯にわたって学び、成長し続ける教師の豊かなキャリア発達に向けて、学校教育の改善と充実を図り、教師自身が学び成長し続けるための方策について再考する。先輩方の豊かな教師生活の振り返りから教職の魅力や再認識し、各地での多様な取組や実践を通して、これからの学校の組織改革と教師一人一人の意識の改革について考える機会としてほしい。様々な立場にある読者一人一人の悩みや不安を解消する一助となり、教職の魅力ややりがいの再認識、新たな発信の契機となる特集としたい。

【KEY WORD 01】

生涯にわたって学び成長し続ける教師

【KEY WORD 02】

教師の豊かなキャリア発達

【KEY WORD 03】

専門職としての教師のよさ・強み

【KEY WORD 04】

相似形である子どもの学びと教師の学び

【KEY WORD 05】

「学校の組織改革」と「教師の意識改革」

論説

豊かな教師人生を ～子どもたちや教師仲間とともに～

植草学園大学・短期大学特命教授 國井 光男

はじめに

「先生になって子どもたちと一緒にい
ろんな活動に取り組みたい」「子どもたち
の成長に少しでも役立ちたい」。教師を
めざし、採用試験を突破し、願い叶って
そのスタートラインについたときの初々
しい気持ち、そして、これから始まる教
師人生への期待感に満ちた心……教師な
ら誰もが経てきた「出発点」であるう。

日本の自然にはすばらしい四季があ
る。教師人生にもまた同様に教職人とし
ての「四季」がある。心温かになる日々
があれば、気持ち沈んで涙する日々もあ
る。熱く燃える日々もあれば、厳しい状
況に心身が凍える日々もある。そしてま
た、日々の着実な努力・尽力が豊かな「実
り」となって喜びに満ちる日々もある。
たった一度しかない教師人生……、少
しでも多くの「実り」を感じ取れる豊か
なものにしてほしい。本稿では、
教職の道を歩んできた者として、筆者の
その時々を経験・体験や、諸先輩方から
いただいた多くの「学び」を紹介しつ
つ、豊かな教師人生につながる手がかり

を提示していきたい。

一 教育は人なり

「今日から学校の先生だ！」と期待感
を胸に意気揚々と迎えた教師人生の初
日。校長先生から歓迎の言葉とともに
「教育は人なり」という言葉をいただい
た。そのときは特に実感はなかったが、
教師人生を通して、この言葉を何度噛み
しめてきたことだろうか。

学校の主役の子どもたちも人ならば、
学校をつくり上げている教職員もまた人
であり、陰に陽に子どもたちや学校を支
えている保護者も人である。その三者が
縁あつて学校で出会い、学校生活を共に
していく。子どもたちの将来へ向けての
貴重な日々を共有していくことになる。
児童生徒と教師・職員。立場は違えど
も同じ人である。人にはそれぞれに感情
＝気持ち常在に生きている。うれしい、
楽しい、悲しい、苦しい、等々。教師
は、それらを人生の先輩として、素直に
受け止め、共感し、分かち合っていく。
子どもたちはその教師に親愛を感じ、安
心し、心の垣根を取り払ってのびのびと

活動していけることになる。

1 元気な挨拶から笑顔が生まれて

「おはようございます」「さようなら、また明日」……学校では当たり前になっている、その日の出会いと別れの挨拶。その場面を思い浮かべてみよう。その瞬間、どんな思いを抱いているだろうか、どんな表情をしているだろうか、どんなことに気を配っているだろうか。この一瞬の出来事〓やりとりが子どもたちにとっていかに大切か、気持ちの在りようを左右していくか。

教師自らが率先して、明るく元気にそして笑顔で、挨拶をしてほしい。朝はその日のスタート、きつと子どもたちは気持ちよく元気に活動に取り組み始めるだろう。帰りの挨拶を笑顔で交わせば、きつと「今日に満足し、明日を楽しみに待つ」ことだろう。

教師もまた、朝の子どもたちの元気な声、明るい笑顔に元気をもらい、「よし、今日も頑張るぞ」と意欲が湧いてくるだろうし、帰りには「今日一日、大変なこともあったけど、あの子の笑顔に疲れも飛んだよ」と救われることだろう。

2 子どもと一緒に活動して取り組む

知的障害や重複障害のある子どもたちは、遊びや生活単元学習、作業学習、各教科の単元学習等々、多様な場で多様な活動に取り組むことが多い。

そんなとき、教師はどのように臨んでいるだろうか。教師であることを意識し過ぎて、子どもたちを首尾よく動かすことにこだわっていないだろうか、そのために指示や教示が多くなっていないだろうか。子どもたちからすれば、まるで監督されているようなものである。教師もまたつまらない時間になりがちである。

それよりも、子どもたちが見通しをもつて取り組み始めたなら、一緒に取り組むようにしたい。共に遊び、共に働き、共に活動する。一緒になって歓声を挙げ、一緒になって汗水流し、一緒になって懸命に作ったり、楽しく動いたりしていく。そこには、子どもと教師に一体感が生まれ、意欲もどんどん高まる。楽しさが倍増し、作業の勢いも増してくる。そして、子どもたちと教師との間で共感関係が築かれてくる。何よりの手立である。

3 感じ合ひ、わかり合ひ、支え合ひ

子どもたちと一緒に活動していると、子どもたちの気持ちや個性、よさ、もてる力など、いろいろなことを感じ取れるようになる。普段、気がつかなかつたり見逃していたりすることも、同じ活動チームの一員として日々かかわり合うことで初めて気づくことがある。「そうか、そうだったのか」「おお、こんなこともできるんだ」「こんなよさがあったのか」教師としてうれしい瞬間である。

このように、感じ合ひ、わかり合えるような関係になると、教師もまた、子どもたちから助けられ、支えられ、救われるようになる。互いに信頼感が生まれ、学習や活動に生き生きと意欲的に取り組めるようになる。すばらしい関係である。

なお、この言葉は、教員二校目で薫陶を受けた校長先生（小出進先生*元全特連理事長・植草学園大学長）が教育現場で大切にしていた言葉である。初任時から一〇余年の間に培ってきた筆者の教師観・教育観を変え、その後の教師人生を決定づけた「宝もの」の言葉でもある。

通常の学級における聴覚と視覚支援を用いた 自作支援ツールによる行動支援の工夫

千葉県
習志野市立東習志野小学校教諭

土井 淳

一 はじめに

文部科学省が令和四年度に行った「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が推定八・八%の割合で存在するという結果が示されました。この教育的支援の必要な児童生徒の主な様子は、授業中の手遊びや独り言、ノートへの落書きなど注意力散漫であったり、集中力が続かなかつたりすることが多い傾向（※以下、「気になる行動」と記す）が見られます。このような児童生徒への特別な教育的支援に対する手立てとして、授業のユニバーサルデザインが有効であることが先行研究等で多

く実証されています。

今回の実践は、ユニバーサルデザインを取り入れた授業により、通常の学級における特別な教育的支援の必要性に対応しながら、学級全体への効果的な指導につなげることができると考え取り組みました。これまでのユニバーサルデザインの実想では、「視覚」が大切にされてきました。本実践では、視覚に併せて「聴覚」の活用を考えました。学級にある大型ディスプレイを通して、一単位時間（四五分）の授業の流れやそのときにとるべき行動を「効果音」を伴う「画像」で示すことで、「気になる行動」が減少し、児童に必要な学習行動支援をすることができるとは考え、自作支援ツール「アクションメーカー」

（スライド資料）を開発しました。

二 自作支援ツール「アクションメーカー」について

アクションメーカーは、ホーム画面（図1）から各文字をクリックまたはタップすることで、効果音とともに詳しい説明や指示を画面に映すことができます。画面を中央で分け、左側が単位時間（四五分）の授業の流れ、右側が授業で伝えたい説明や指示のコマンドを示しています。

左側の一単位時間（四五分）の流れの項目を押すと、効果音流れ、より詳しい説明が表示されます。教師の手元にあるタブレットやパソコンで「①今日のめあて」をタッチすると大型ディスプレイ

コメント

ユニバーサルデザインを取り入れた授業は多く実践されているところですが、本レポートは、視覚支援だけでなく聴覚を活用した支援を合わせて取り入れることで、より児童が課題に注目したり、活動に集中したりすることができるようになり、児童の「気になる行動」を減少させ集中力の向上につながる効果的なツールを開発したという実践です。教師の指導・支援が口頭による指示や注意ではないことで、児童が自分で気づき、より主体的に学習に取り組めるようになったという成果が素晴らしいです。

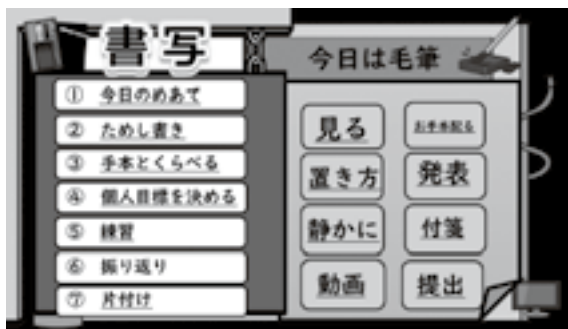


図1 「アクションメーカー」のホーム画面

全体に効果音とともにめあて（図2）が表示されます。口頭による指示や説明をしなくても、効果音を合図に視覚による指示を提示することで、児童の注意や集中を促すことができると考えました。

画面右側の説明や指示を伝えるコマンドを必要に応じて教員が押すことにより、効果音の流れ、個別指導を含む全体

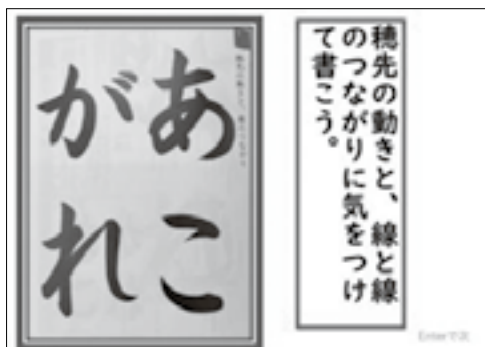


図2 「今日のめあて」の画面例

への指示や支援をすることができます（図3）。

三 授業実践

1 対象

A市B小学校五年生六学級からそれぞれ無作為に抽出した二名、合計一二名の児童を対象にしました。令和四年七月に撮影した授業をベースラインに、九月から一〇月までの二か月間、アクションメ



図3 「見る」を伝える画面

1カーを活用して授業を行いました。六学級で検証する教科は、各学級とも国語、社会、算数、理科の四教科のうち一教科（学級担任による授業）と書写（筆者による授業）で実践しました（表1）。

2 分析方法

各六学級で選択された一教科のうち「初回―中盤―終盤」の三回、書写は八回の授業全六六時間を録画し、分析対象としました。一単位時間（四五分間）の

はじめに

東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック大会（以下…東京大会）が終了し、二年が経過しようとしている。大会はコロナ禍であったため、無観客での開催となったが、メディアを通して送られた映像から、感動や勇気をもたらした人は少なくないだろう。大会招致の決まった二〇一三年九月八日以降、オリンピック・パラリンピック教育（以下…オリ・パラ教育）が始まり、国際理解や障害者理解が進むことも期待された。オリ・パラ教育の中でも、障害者スポーツを教育活動に取り入れた学校も多く、コロナ禍前は、交流活動に障害者スポーツの種目を活用し、様々な地域で活動が広がっていた。しかし、コロナ禍は、健康上配慮の必要な障害者や高齢者等の活動に大きな影響をもたらし、施設利用や、学校間での直接的な交流にかなりの制限がかかったた

「障害がある人のスポーツ活動 や障害者スポーツを通じた 交流活動」についての一考察

全国特別支援学校知的障害教育校長会会長
(東京都立水元小合学園校長)

米谷 一雄



め、直接的な交流活動に歯止めがかかった。令和五年五月八日から新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類へと移行されたことにより、学校間の交流活動の再開や障害のある人が地域の中で、スポーツ活動に参加できる機会が増えることを願うばかりである。そこで、障害のある人のスポーツ活動や特別支援学校の取組の状況を考察していく。

障害者スポーツを取り巻く 状況

平成二三年八月に施行された「スポーツ基本法」においては、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じた必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」とされ、また、文部科学省では、スポーツ基本法に基づき、平成二四年三月にスポーツ基本計画を策定し、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じ

てスポーツに参画することができ
る環境を整備すること」を基本的
な政策課題として、障害者スポ
ーツの推進を図っている。として
いる。さらに、令和四年六月には、
文部科学省内に「障害者スポ
ーツ振興方策に関する検討チ
ーム」を設置し、同年九月には、
障害者スポーツ振興方策に関する検討チ
ーム報告書（高橋プラン）を公開し
た。基本的な考え方・方向性とし
て、

・健常者と障害者のスポーツを可
能な限り一体のものとして捉
え、「ユニバーサルスポーツ」
の考え方を施策全般において推
進。
・障害者スポーツの普及に当たっ
ては、障害者のスポーツへのア
クセスの改善に向けて、DX等
の活用も含め、多面的に取り組
む。
など、四点を示している。東京大
会を契機に、障害者スポーツは、
様々な自治体や教育機関等にお
いて、幅広く広がったと思われてい

るが、都道府県や各自自治体によって、環境の整備や指導者の育成等、課題があることも事実である。障害のある人が安心して活動するためにも、参加者目線に立った、情報提供、活動場所の提供、移動手段の確保や関わる人や指導者の育成等、組織的な取組体制の構築が、今後一層進むことを期待したい。

特別支援学校としての 具体的な取組

特別支援学校においては、年間指導計画の中で、保健体育、特別活動や教科等合わせた指導、部活動等で、障害者スポーツの種目が位置づけられ、児童生徒の実態に応じて道具やルールを工夫した取組は定着してきていると感じる。オリ・パラ教育の一つの成果であり、レガシーとして、今後も継続した取組が続いていくと思われる。障害者スポーツは、障害が中程度の児童生徒であっても、取り組みやすく、主体性を見出せるこ

とや生涯を通じて関われる可能性があることも魅力となっている。

また、学校間の交流活動では、ボッチャを使った交流の事例をよく聞く。正式な用具がなくても、交流を行う通常級の児童生徒が、手作りの用具を作成することで、相手を理解しようとする思いをもって、一緒に活動できる。通常級の児童生徒や通常級に在籍する支援を必要とする児童生徒にとっても、参加しやすく関わりやすい種目となっている。交流及び共同学習を進める上でも、障害者スポーツの取組は、お互いが一緒に活動できる内容である。共生社会の形成という点でも、多くの学校で、取り入れることを検討して欲しい。

理解者や支援者を広げる

障害のある人のスポーツ活動について、経験を踏まえて紹介する。私は、学生の頃から卓球に携わっていた経験を生かし、平成元年度から東京都で行われていたス

ペシャルオリンピックに卓球競技を導入した。その時に、審判として参加していただいたのが、東京卓球連盟の審判員だった。その後

も、全国的障害者スポーツ大会（一九九二〜二〇〇〇年）の東京都予選。全障害種を対象とした全国障害者スポーツ大会（二〇〇一年〜）の東京都予選に全て関わっている。その審判員の代表であった横須賀成良氏と、さらに、知的障害者に卓球を普及したいという思いから、卓球教室（一九九四年〜）を始めることとなる。年間五回の開催であったが、多い時には、一回の参加者が四〇名を超えることもあった。東京卓球連盟から三名の審判員の方に、指導に携わっていただいたが、それまで、知的障害のある人への指導に関わった経験がないことから、はじめは関わり方に戸惑いを感じていたと話されていた。知的障害のある方やASDの方に対する接し方については、一般的なレクチャーはしたもの、個別の対応は必要で

あり、試行錯誤の中から、指導法を作り上げていった。何よりも無理強いをせず、一人一人のペースや状態に応じた対応を実践していただいたことで、徐々に関係性が生まれ、少しずつ、参加者にも変

容が見られ、親しみを見られるようになった。一方で近年は、卓球教室は、特別支援学校の卓球部の卒業生も数多く参加するようになり、出身の学校は違っても、同窓会のような雰囲気で作られている。時間はかかったが、継続して取り組むことの重要性がそこにはある。卓球というスポーツは、言葉はなくても、ラリーを通して繋がる強みがある。どのようなスポーツであっても、理解者や支援者を広げることが、地域で安心して参加できる場所が増えていくと信じる。一歩踏み出す価値は大いにある。